

議案第 120 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 48 号）第 3 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 救助工作車Ⅱ型 1 台
- 2 取 得 先 東京都港区芝 5 丁目 3 6 番 7 号三田ベルジュビル 1 9 階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北 忠司
- 3 取 得 価 格 1 6 1, 5 9 0, 0 0 0 円
- 4 取 得 理 由 救助現場における救助活動に充てるため。